

参考資料

補助事業

- 【資料 1】 公的森林整備推進事業 1
- 【資料 2】 条件不利森林公的整備緊急特別対策事業 2
- 【資料 3】 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業 3
- 【資料 4】 路網整備地域連携モデル事業 4
- 【資料 5】 森林整備加速化・林業再生事業 5
- 【資料 6】 森林整備地域活動支援交付金 7
- 【資料 7】 「美しい森林」共同整備特別対策事業 8

金融措置

- 【資料 8】 利用間伐推進資金 9
- 【資料 9】 森林整備活性化資金 10

地方財政措置

- 【資料 10】 林業公社に係る地方財政措置について 11
- 【資料 11】 第三セクター等改革推進債 14

公的森林整備推進事業

1 趣 旨

近年、林業収益性の低下、不在村者所有森林の増加、林業労働力の減少・高齢化、林業収入依存度の低下等により森林所有者の経営意欲が減退し、森林の管理水準が低下している。このような中、水資源のかん養、国土の保全等の森林の有する多面的機能に対する増大する国民の要請に、適切に応えられなくなることが懸念されている。

このため、多面的機能の維持増進を図るために適切な森林整備を行わなければならないにもかかわらず、適切な管理が行われていない森林のうち、水土保持機能の発揮を重視する森林（水土保持林）について、森林整備法人等が、分収方式、同方式解除後の森林施業、市町村のあっせんの下に森林所有者からの施業・経営の受託により行う森林施業をこれに必要な路網整備と併せて積極的に推進することとする。

2 事業内容

(1) 森林整備等

- ① 育成単層林整備 (人工造林、下刈、除・間伐、作業路開設 等)
- ② 育成複層林整備 (受光伐、人工林整理伐、樹下植栽、下刈、除・間伐、作業路開設等)
- ③ 機能増進保育 (抜き伐り等、作業路開設)
- ④ 特定間伐 (間伐等、作業路開設)
- ⑤ 長期育成循環整備 (誘導伐、樹下植栽等、下刈、除・間伐、作業路開設 等)
- ⑥ 付帯施設等整備 (林内作業場、林床保全整備、鳥獣害防止施設等整備 等)

(2) 林道整備

- ① 森林管理道開設
- ② 森林施業道開設
- ③ 作業道との接続路の設置

3 事業主体

- (1) 森林整備等：都道府県、市町村、森林整備法人等
- (2) 林道整備：都道府県、市町村、森林組合等

4 補助率

- (1) 森林整備等：3 / 10 (都道府県 2 / 10)
- (2) 林道整備：基本補助率 45 / 100

5 科 目

- (項) 森林環境保全整備事業費
- (目) 森林環境保全整備事業費補助
- (目細) 育成林整備事業費補助

6 平成21年度予算額

5,750百万円

【林野庁森林整備部整備課】

条件不利森林公的整備緊急特別対策事業（新規）
（森林整備の推進）
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成21年度予算額 7,500,000(0)千円】

事業のポイント

森林の立地等条件が不利な森林を対象に、地域の実情を踏まえた創意工夫を凝らしてモデル的に間伐を実施する取組みに対し、定額助成方式の支援を行い、地域の森林整備を推進します。

（条件不利森林対策の背景等）

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、平成24年度までに年55万haの間伐を実施することが必要です。
- ・しかし、林業の採算性の低下、森林所有者の施業意欲の低下等の中で、とりわけ林道が整備されていない奥地に存在する森林等、条件が劣る森林において森林整備が遅れています。

政策目標

条件不利森林の公的主体による効率的な整備手法の確立

＜内容＞

条件不利森林対策のモデル的な取組の推進

森林の立地等条件不利で長期間整備が行われていない森林を対象に、公的主体がモデル的に、間伐、作業路網の整備、森林所有者の確認・同意の取り付け等を実施する際に、1ha当たり平均25万円の定額助成を行います。

＜交付率＞

定額

＜事業実施主体＞

市町村が作成する特定間伐等促進計画の実施主体
（都道府県、市町村、森林組合、森林整備法人等）

＜事業実施期間＞

平成21年度～24年度（4年間）

[担当課：林野庁整備課]

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業
 (森林整備の推進)
 <森林・林業・木材産業づくり交付金>

【平成20年度補正追加額 2,500,000 千円】

事業のポイント

森林所有者による自主的整備が進まず放置されている森林を「美しい森林」へ誘導するため、所有者に代わって整備を行う実施主体の負担軽減の手法を地域の実情に応じて構築するためのモデル的な取組を推進します。

(未整備森林対策の背景等)

- ・ 木材価格の低迷等から間伐等が行われず整備遅れとなっている森林が顕在化。今後、台風等の来襲を受ければ、風倒被害等が発生するおそれ
- ・ しかし、このような森林の所有者は自己負担して整備を実施する意欲が減退
- ・ このため、所有者に代わって都道府県等の実施主体が間伐等の施業を実施するとともに、伐採木の処分を実施主体に委ねるなど実施主体の負担を軽減する手法を検討することが必要

政策目標

未整備森林における低コストで効率的な整備手法の確立

<内容>

未整備森林対策のモデル的な取組の推進

森林所有者による自主的な整備が進まずに放置され脆弱かつ不安定な状況となっている森林等を対象に、当該森林を適切な状態に保つために必要な間伐等の施業を実施します。

このような取組に着手する上で必要な当該森林所有者の確認・同意の取り付け等の条件整備も実施します。

<交付率>

定額

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林整備法人等

<事業実施期間>

平成20年度

[担当課：林野庁整備課]

路網整備地域連携モデル事業
(森林整備の推進)
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成20年度補正追加額 5,797,000 千円】

事業のポイント

間伐等の森林施業の主たる担い手である森林組合等と路網整備に必要な人的資源や装備を持つ建設事業者との連携に向けたモデル的な取組を推進します。

(背景等)

- ・ 近年の公共土木工事の減少に加え、経済情勢が急速に悪化する中で、中小の建設事業者の経営環境は厳しい状況にあり、山村地域における雇用機会の創出が課題
- ・ 持続可能な山村地域経済の活性化を図るためには、林内路網の整備により、成熟する森林資源を循環的に利用していくことが重要

政策目標

建設事業者の能力を活かした路網整備の推進

＜内容＞

以下の(1)及び(2)を併せて実施した上で、共同事業体による事業実施など建設事業者と森林組合等との連携の具体的内容やその効果などを林野庁長官に報告して頂きます。

(1) 基幹作業道の整備

原則として林道規程に定める自動車道3級に準じた基幹作業道の整備

(2) 関連条件整備

対象森林の調査、森林所有者の同意の取り付けなどの条件整備

＜交付率＞

定額

＜事業実施主体＞

都道府県、市町村、森林組合、森林整備法人、林業公社等

＜事業実施期間＞

平成20年度

[担当課：林野庁整備課]

森林整備加速化・林業再生事業（新規）
（緑の産業再生プロジェクト）

【123, 844百万円】

事業のポイント

都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進めます。

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、間伐の推進を図っています。
- ・この間伐の促進と間伐材の有効利用のためには、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等により、間伐コストを低減することが必要です。
- ・同時に、木材・木質バイオマスの需要拡大、間伐材の安定供給維持のためのシステムを構築することが必要です。
- ・このため、これらの総合的な取組を支援します。

政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐の推進を図ります。
- ② 間伐材の徹底した活用による林業・木材産業の再生を図ります。

<内容>

都道府県に基金を造成し、地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる協議会による地域の創意工夫を活かした以下のような事業の組合せによる総合的な取組に要する経費に対し支援を行います。

- ・間伐及び路網整備（定額助成）、森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生の取組
- ・間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用施設・高性能林業機械等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化の取組
- ・学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

<補助率>

定額、1/2等（都道府県に基金を造成）

- ※ 定額助成事業については、工夫次第で森林所有者等の自己負担なしでの実行が可能です。また、地方公共団体による上乗せも可能です。なお、今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

<事業実施主体>

地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会

- ※ 個々の事業を実施するのは、協議会のメンバーである林業事業体等となります。

担当課：林野庁 計 画 課 (03-3501-3842 (直))
 経 営 課 (03-3502-8055 (直))
 木材産業課 (03-3502-8062 (直))
 木材利用課 (03-6744-2297 (直))
 整 備 課 (03-6744-2303 (直))

森林資源を核とした地域産業の再生・創造

(林野庁関連 平成21年度 補正予算の概要)

森林の整備・保全(公共)

1,000億円

森林吸収目標達成のための追加的な間伐、木材の搬出コストの低減等に必要な路網整備や、集落周辺の荒廃地等における治山対策等を実施します。

緑の産業再生プロジェクト

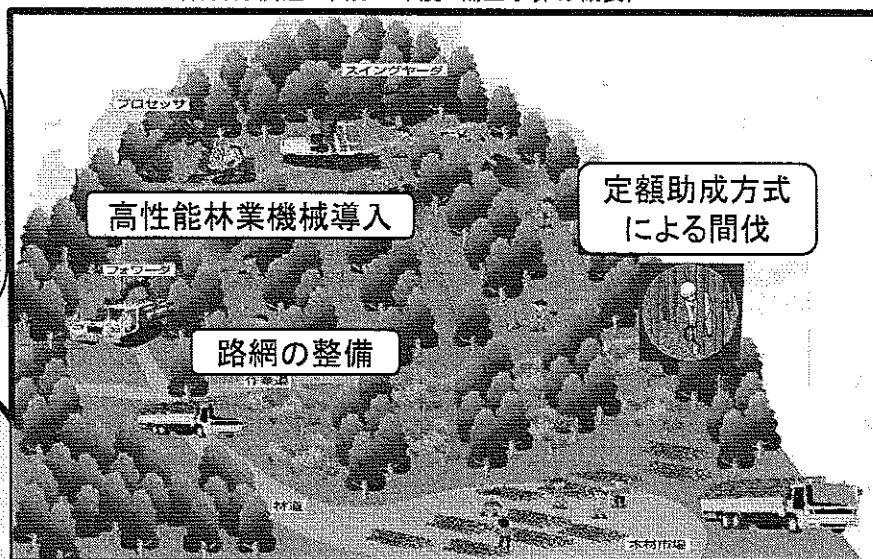
1,238億円

○定額助成方式による間伐・路網整備を推進します。[800億円]

○間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を推進するため、

・製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマス利用の促進や間伐材の流通を一体的に支援します。

・学校の武道場など公共施設等での地域材の利用等を促進します。



高性能林業機械導入

定額助成方式による間伐

路網の整備

木材・木質バイオマスの供給

製材・チップ工場

エネルギー利用

公共施設への利用

工場・事務所等の重油ボイラーをバイオマスボイラーに転換

建築資材等

森林所有者等の活動支援

31億円

森林所有者等による森林境界明確化活動、森林の被害状況の確認活動にそれぞれ1ha当たり2万円、1万円を支援します。

再植林の推進

花粉症対策 100億円

首都圏近郊等の花粉の多いスギの植替えに係る経費を支援します(3年間で300万本)。

緑の雇用 50億円

・林業事業者が求職者を積極的に採用できるよう3ヶ月のトライアル雇用の実施に必要な経費を支援します。

・里山保全(境界・歩道の刈払い、森林調査等)のための緊急雇用に必要な経費を支援します。

国産材住宅づくりのワンストップサービスの拡充 5億円

国産材住宅づくりに関する情報サイト「日本の木のいえ情報ナビ」や相談窓口の機能を強化します。

林業経営に対するセーフティネットの拡大 78億円

経営改善に取り組む林業者・木材産業者に対する無担保保証枠の拡大(246億円)等を行います。

森林整備地域活動支援交付金

【3, 125百万円】

事業のポイント

森林所有者等が森林施業の集約化及び森林施業の実施の前提となる境界の明確化に対する支援を行うとともに、気象害等による森林被害状況等を確認するのに必要な支援を緊急に実施します。

- ・森林所有者の高齢化等により情報が失われることで、境界が不明になりつつあることから緊急に対応することが必要です。
- ・また、森林整備を適時適切に実施するためには森林の現況を適宜把握することが不可欠です。
- ・しかし、森林所有者等の意欲の低下等により、気象害などによる森林被害の状況が適切に把握されていないケースが増えています。森林被害を含めた森林の現況を緊急に確認することにより、森林整備の必要性を改めて認識していただき、間伐等の施業につなげていく必要があります。

政策目標

森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の推進を図り、森林の有する多面的機能を発揮

<内容>

1. 境界の明確化への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う施業の実施に必要な「境界の明確化」のための活動に対して、境界の明確化がなされた区域について、市町村により適切に境界を区分していると認められた場合、1ha当たり20,000円の支援を市町村を通じて受けられます。

2. 森林の被害状況等確認への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う気象害などによる森林の被害状況等を把握する「森林の被害状況等確認」について、市町村により適切に被害状況等を把握していると認められた場合、1ha当たり10,000円の支援を市町村を通じて受けられます。

<交付率>

定額

<事業実施主体>

市町村

[担当課：林野庁企画課（03-3593-6115（直））]

「美しい森林」共同整備特別対策事業（継続）

【平成21年度予算額 300,000（700,000）千円】

対策のポイント

通常伐期による皆伐から間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換を推進するため、分収林契約を行っている森林などを対象に関係者が連携して、契約変更や協定締結等を進めます。

- ・ 戦後造成された人工林が高齢級化しており、特に、分収林契約により整備され、伐期を迎える森林が今後急増しますが、収入不足等から皆伐跡地の再造林が行われないおそれがあります。
- ・ このため、通常伐期を目標に施業をしている分収林や一般の森林所有者の森林を対象に、企業等との連携を図りつつ、皆伐から非皆伐への転換を推進するものです。

政策目標

契約変更等により、分収林の8割において非皆伐施業を推進

<内容>

- ① 長期・非皆伐施業への契約変更又は協定締結に向けた協議を行うなどの条件整備
- ② 地方自治体等や森林所有者との協定に基づき、企業等が行う森づくり活動への支援をおこなうものです。

<補助率>

1/2

<事業実施主体>

都道府県協議会

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁整備課]

利用間伐推進資金について

1. 趣 旨

戦後造成した人工林が成熟しつつある中、国産材利用を通じた適切な森林整備が必要となっており、特に間伐については、平成19年からの6年間で330万haの実施を目標としているところである。一方、国際的に木材需給が逼迫しており、国産材需要の高まりに適切に対応するためには、原料となる木材（丸太）の安定供給が不可欠となっている。

このため、特に推進することが求められている利用間伐に誘導するために必要な資金を創設する。

2. 貸付金の使途

利用間伐に係る計画に基づいて事業を実施するために必要な資金であって、以下に掲げるもの。ただし、(1) 及び (2) の資金と併せて貸し付ける場合に限る。

- (1) 利用間伐に必要な資金、作業道の作設に必要な資金、素材の生産に必要な機械等に必要な資金 等
- (2) 公庫が融通する資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払いに必要な資金

3. 貸付けの相手方

利用間伐に係る計画に基づく利用間伐量の5年間で概ね20%以上の増加の達成が確実と見込まれること、長期収支計画が黒字であること等一定の要件を満たした林業を営む個人、法人、林業公社等

4. 利 率（平成21年4月20日現在の利率）

1.70%

5. 償還期限（据置期間）

20年（20年）

6. 貸付金額の最高限度

負担額

ただし、負債の円滑な支払いに必要な資金については、各年において支払われるべき償還元金の支払金の合計額の90%に相当する額

森林整備活性化資金の概要

1 趣旨

林業をめぐる情勢が厳しさを増し、必要な整備が行われない森林が増加している状況に対処して、地域全体で森林の適切な管理や森林資源の持続的利用を推進するため、安定的・効率的に施業・経営を実施できる者に焦点を当て、その育成を図ることとしている。

このため、林業経営基盤強化法に基づく林業経営改善計画の認定を受けた林業経営体が実施する事業に必要な資金の金利負担の軽減を図るため、有利子の公庫資金と併せて無利子の本資金の貸付けを行う。

2 資金の内容

(1) 貸付対象者

林業経営改善計画の認定を受けた者のうち、一定規模（概ね 500ha）以上の森林施業規模を集積した者

(2) 貸付金の使途

林業基盤整備資金（造林）又は林業基盤整備資金（利用間伐推進）のうち利用間伐に必要な資金との併用貸し

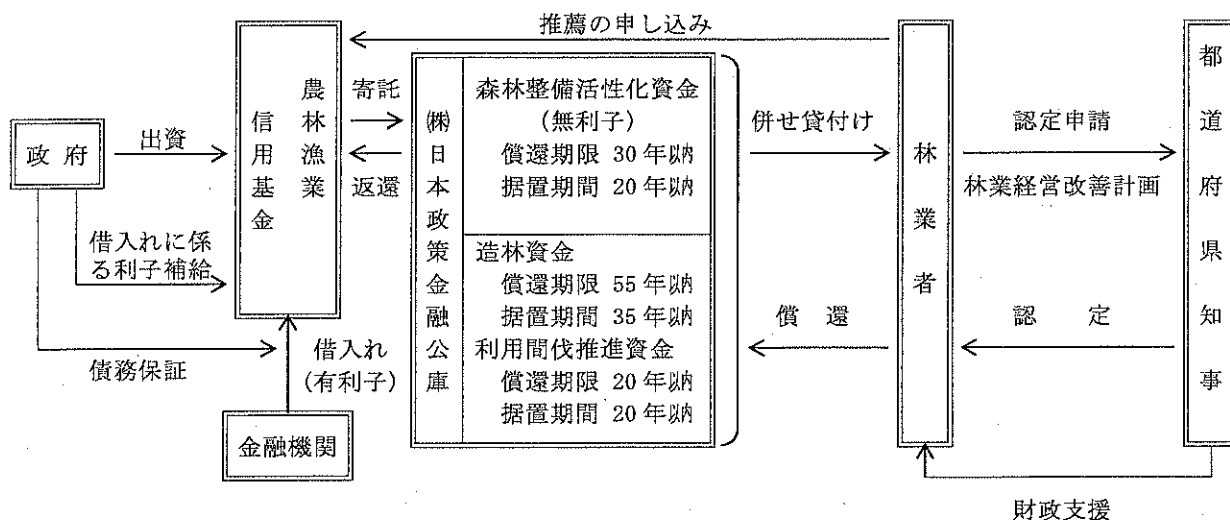
(3) 償還期限（うち据置期間）

30年（20年）以内

(4) 貸付金額の最高限度

貸付けを受ける者が負担する額の 2/7、1/2、3/5

3 仕組図



林業公社に係る地方財政措置について

1 地財措置

林業公社の整備する森林を含め、民有林のなかには、その自然条件や社会条件によって公益的機能の継続的な高度発揮が求められるものがあることに着目し、そうした森林を維持・管理する方向に施業転換を図る取組を都道府県が実施する場合、及び林業公社がその取組を実施する場合に、平成18年度より下記の通り財政支援を講じている。

(1) 普通交付税

最近の森林施業を取り巻く状況として、公社の造林であると否とに関わらず、森林の公益的機能の維持増進が求められていることから、都道府県の取組として、民有林（人工林）の伐期延長や複層林化による天然林化を促進し、管理コストを抑制するとともに森林の公益的機能を維持増進するものを支援することとし、普通交付税措置。

→ 林野行政費（県分）単位費用（測定単位：公有以外の林野の面積）

(2) 特別交付税

(1)の取組において、林業公社による造林事業は大きな役割を占めていると考えられることから、そうした取組を行う林業公社のうち一定の要件（森林の公益的機能の維持増進のため、公社造林のうち長伐期化や複層林化を行う割合が一定量以上となること等）を満たすものに対し、都道府県が利子補給及び無利子貸付を行う場合に、利子補給額及び無利子貸付に係る利子負担分のうち、長伐期化や複層林化を行う部分について特別交付税措置。

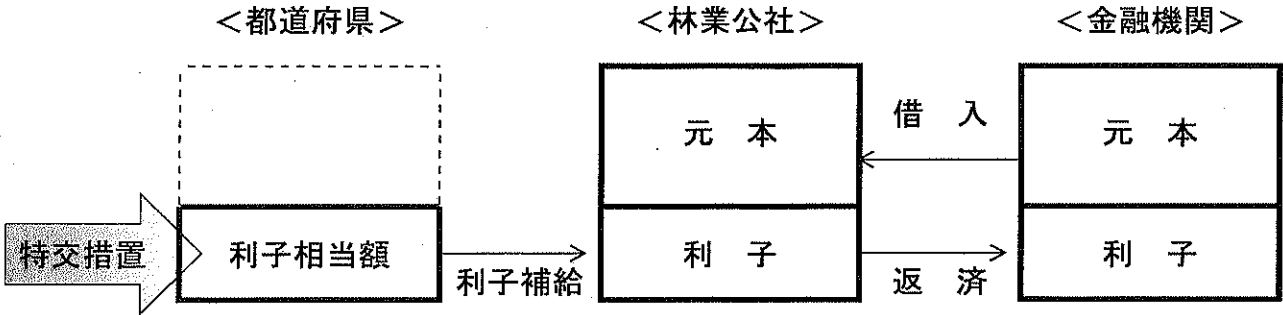
また、平成21年度より、都道府県が林業公社の債務を引き受けた場合についても、当該引き受けた債務に係る利子相当額を特別交付税措置の対象とする。

→ 特別交付税（県分）50%措置（上限：5億円）

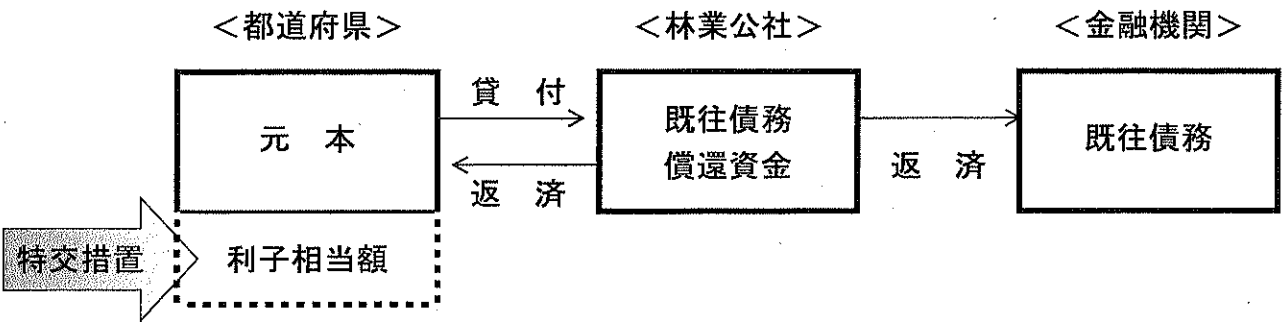
[平成20年度までは、20%措置（上限2億円）]

2 林業公社に対する措置のイメージ

① 利子補給



② 無利子貸付に係る利子負担分

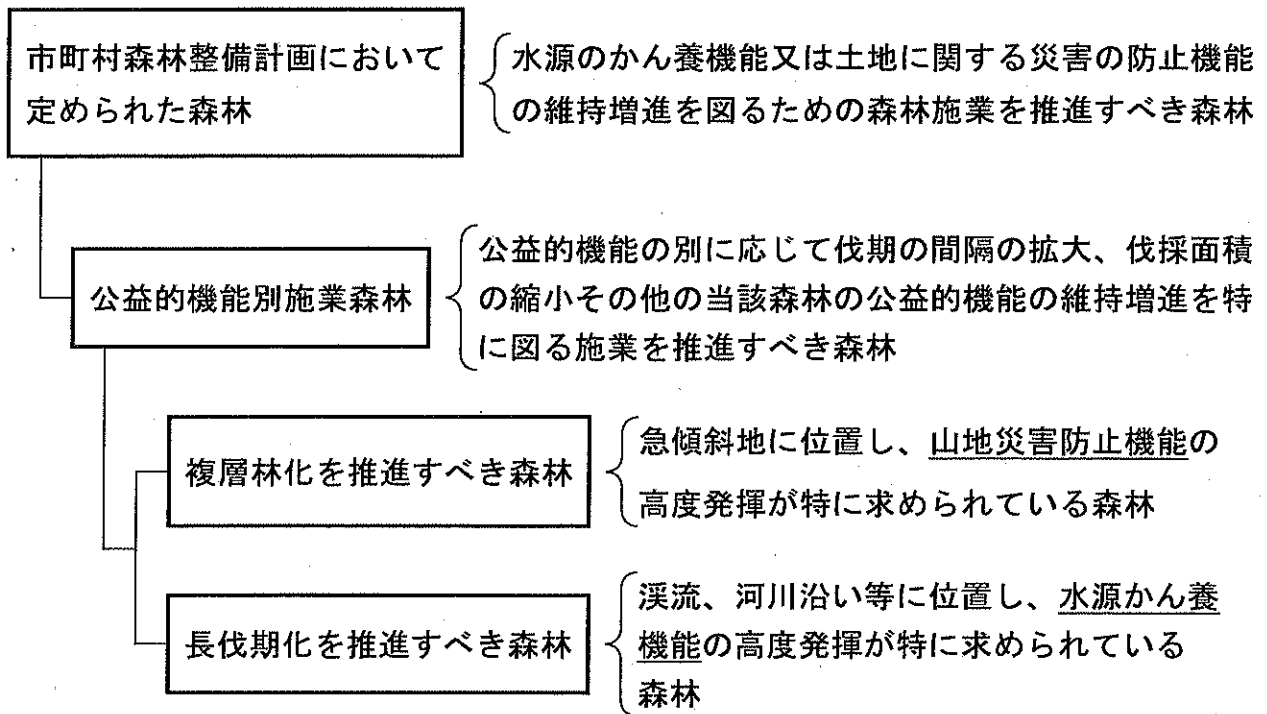


3 地財措置の要件

(1) 以下の①②③を満たす団体に対し、特別交付税措置。

- ① 対象となる森林について伐期延長、複層林化等を行う面積の公社造林面積に占める割合が75%以上となるもの又はその割合を20%以上増加させるもの
- ② 地方団体が、今後5年間に集中的に公社造林の経営安定化及び施業転換を推進するための必要な措置に取り組む計画を策定すること
- ③ ②の計画に基づき、林業公社が具体的な経営安定化計画を策定すること

(2) 対象となる森林の考え方



第三セクター等改革推進債の創設（地方財政法の一部改正）

1. 対象経費

- 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

① 法的整理… 破産手続、特別清算手続、再生手続及び更正手続

② 私的整理… 一般に公表された債務処理のための準則として、

- ・ 私的整理に関するガイドライン
- ・ RCC企業再生スキーム
- ・ 中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順
- ・ 特定認証紛争解決手続

等が該当

◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 一時借入金の償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

2. 対象期間

- 平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

3. 発行手続

- 議会の議決
- 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 償還年限

第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

5. 財源措置

第三セクター等改革推進債の支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。

総財公第59号
平成21年4月10日

各都道府県財政担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各政令指定都市財政担当局長

殿

総務省自治財政局公営企業課長

第三セクター等改革推進債の取扱いについて（通知）

標記については、下記のとおりとするので、取扱いに御留意願います。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、その趣旨を周知されるよう格段の御配慮をお願いします。

記

第1 対象団体

- 1 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第33条の5の7第1項各号に規定する
 - (1) 公営企業の廃止、
 - (2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止、
 - (3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生に取り組む地方公共団体は、当該取組みが当該地方公共団体の将来の財政の健全な運営に資すると認められる場合には、同項の規定に基づき第三セクター等改革推進債を発行することができる。
- 2 第三セクター等改革推進債の発行に当たっては都道府県及び政令指定都市にあつては総務大臣の許可を、市区町村（政令指定都市を除く。）にあつては都道府県知事の許可をそれぞれ受けなければならない（法第33条の5の7第2項）。
- 3 法第33条の5の7第1項各号に規定する取組みについて地方公共団体の議会においても必要な議論を行い、第三セクター等改革推進債の許可申請に当たっては、あらかじめ議会の議決を得なければならない（同条第3項）。併せて、当該許可申請に当たっては当該取組みによる財政の健全化の効果等を記載した計画を提出しなければならない（同条第4項）。

第2 対象経費等に関する留意事項

法第33条の5の7第1項及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「省令」という。）附則第2条の3から第2条の6までに規定する経費

について、第三セクター等改革推進債を充てることができる。

なお、第三セクター等改革推進債の発行に当たっては、以下に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 公営企業の廃止（法第33条の5の7第1項第1号及び第2号）に関する留意事項

① 公営企業の廃止とは、当該地方公共団体、地方公共団体の組合又は地方開発事業団が当該公営企業に係る事業を行わないこととして当該公営企業に係る特別会計を廃止することをいうものであること。

② 公営企業の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の3各号に規定する経費の額の合算額から当該公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、公営企業の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講じること。

③ 当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費については、当該公営企業に係る事業を行うために締結していた契約等に基づき当該施設又は設備の撤去に伴い負担する義務がある負担金等の支払に要する経費を含むものであること。

(2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止（法第33条の5の7第1項第3号）に関する留意事項

① 土地開発公社及び地方道路公社が行う業務の一部の廃止については、当該公社の定款の変更により明らかにされるもので、原則として以下に掲げるものを対象とする。

ア 地方道路公社

有料道路のうち、当該路線に係る料金収入をもって当該路線に係る維持管理費及び借入金利息を賄えない不採算路線の廃止（無料開放）

イ 土地開発公社

土地の再取得又は売却等の処分により、当該業務に係る借入金が確実に返済されると見込まれるもの以外のすべての業務の廃止

② 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第2条の5各号に規定する経費の額の合算額から当該公社の解散又は業務の一部廃止の際公社の資産の処分による収入をもって充てることができると見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金

への積立て等の適切な措置を講じること。

- ③ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に伴い、当該地方公共団体が、当該年度の歳出として貸し付けた貸付金であって、その償還金が当該年度の歳入予算に計上されている短期貸付金に係る債務を免除する場合、当該免除に伴う歳入不足を補てんするため、第三セクター等改革推進債を充てることができるものであること（損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（法第33条の5の7第1項第4号）に伴い、短期貸付金が当該年度内に償還されないこととなった場合においても同様に扱うこととする。）。この場合、業務の一部の廃止にあつては、当該廃止される業務に係る短期貸付金が対象となるものであること。

(3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（法第33条の5の7第1項第4号）に関する留意事項

- ① 法第33条の5の7第1項第4号に規定する経費に係る発行可能額の算定に関しては、地方公共団体が締結している損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある額を対象としているものであること。
- ② 地方公共団体が、平成21年度以降に損失補償を行っている法人等の損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の発行を認めないものであること（土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止（法第33条の5の7第1項第3号）に際して、保証又は損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合にも、同様に扱うこととする。）。
- ③ 法第33条の5の7第1項第4号に規定する再生手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第2条の8第1項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第3号（特定調停手続）及び第4号に掲げる手続による場合には次の事項に留意する必要があること。

ア 省令附則第2条の8第1項第3号に規定する手続（特定調停手続）は、事業の再生を行う法人に係る資産及び負債について、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順及び産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第2条第19項に基づく手続き（以下「特定認証紛争解決手続」という。）において用いられる資産評定のための評価基準と実質的に同じ基準によって評価を行うことが必要であること。

イ 省令附則第2条の8第1項第4号に規定する手続は、一般に公表された債務処理のための準則として、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順及び特定認証紛争解決手続が該当するものであること。

ウ 省令附則第2条の8第2項第1号に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、当該手続で用いる私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会

の支援による再生計画の策定手順又は特定認証紛争解決手続のそれぞれの準則において確認を行うこととされている者が該当するものであること。

(4) その他の留意事項

法第33条の5の7第3項に規定する議会の議決は、通常、当該経費に係る予算の議決と同時とすることが考えられる。

第3 発行条件

- 1 第三セクター等改革推進債の発行年度は、平成21年度から平成25年度までの5年度とする。
- 2 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとする。
- 3 資金については、原則として、民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金）とする。
- 4 充当率については、原則として、100%とする。

第4 第三セクター等改革推進債に係る許可申請の方法等

1 地方債同意等基準に基づく手続

第三セクター等改革推進債の発行の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度の地方債同意等基準（総務大臣告示）に基づき、事前に総務大臣が下記2による要望及びヒアリングを踏まえて都道府県及び政令指定都市ごとに通知する許可予定額（市町村分にあつては、これに基づき都道府県知事が通知する市町村ごとの許可予定額）の範囲内で行われる許可申請について許可するものであること。

- (1) 都道府県及び政令指定都市にあつては、総務大臣から通知された許可予定額の範囲内で起債申請額を定め、省令別記様式第二号及び別記様式第三号に準じた起債申請書により総務大臣に申請すること。
- (2) 市町村にあつては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに総務大臣から通知された許可予定額の範囲内で各市町村ごとに許可予定額を通知し、各市町村に通知された額の範囲内で許可額を定め、「第三セクター等改革推進債起債許可に係る協議書」（第1-2号様式）により都道府県知事が

ら総務大臣に協議すること。

2 第三セクター等改革推進債起債予定額調

第三セクター等改革推進債の起債を要望する場合には、次に掲げる(1)～(5)の書類を総務省に提出すること。

また、市町村が第三セクター等改革推進債を要望する場合には、各都道府県において取りまとめた(1)の書類及び各市町村から提出された(2)～(5)の写しを提出すること。

なお、要望内容については別途ヒアリングすることとしており、具体的日時等についても、毎年度別途通知する予定であること。

(1) 第三セクター等改革推進債起債予定額一覧（第1号様式）

(2) 第三セクター等改革推進債の発行により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の翌年度及び翌々年度の見通し等が確認できる資料（第2号様式）

(3) 省令附則第2条の8第1項第3号に規定する手続による場合には、同号に規定する確認適格者が同号に規定する確認を行ったことが確認できる書類

(4) 省令附則第2条の8第1項第4号に規定する手続による場合には、同号イ(2)に規定する確認適格者が同号に規定する確認を行ったことが確認できる書類

(5) 以上の他、確認が必要な書類として提出を求められたもの

3 起債許可申請に必要な書類

第三セクター等改革推進債に係る許可の申請に当たっては、法第33条の5の7第4項及び省令附則第2条の10の規定に基づき提出することとされている事項（第三セクター等改革推進債の発行により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、実質公債費比率及び将来負担比率を抑制するために必要な措置、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の翌年度及び翌々年度の見通し等を定めた計画）（上記2の(2)の第2号様式）を許可の申請書に添えて提出すること。

また、法第33条の5の7第3項の規定に基づく議会の議決の写（議決済みである旨の議長の証明）を提出すること。

第5 財政措置

総務省は、第三セクター等改革推進債の支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じることとする。

第1号様式

第三セクター等改革推進債起債予定額一覧

許可予定年度: _____
 団体名: _____
 所属・担当者名: _____
 TEL: _____

(単位: 百万円、%、年)

区分	団体コード (1)	団体名 (2)	第三セクター等 の改革に係る 所要額 (3)	公営企業又は公社 の資産の処分をもって 充てることができる と見込まれる金額 (4)	(3)-(4) (5)	左の財源内訳		借入条件				備考	
						地方債 (6)	一般財源 (7)	借入先 (8)	年利率 (9)	償還期間 (10)	左のうち 据置期間 (11)		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
合計													

(留意事項)

1. (3)欄については、地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為に要する経費に係る額を記入すること。
2. (4)欄は、地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)附則第2条の3又は第2条の5に基づき記入すること。
3. (11)欄については、据置期間を設定する合理的な理由がない場合は、「0」とすること。
4. 都道府県市区町村担当課においては、管内市町村分をとりまとめ、1枚に集約した上で提出すること。

第三セクター等改革推進債起債許可に係る協議書

許可予定年度: _____
 団体名: _____
 所属・担当者名: _____
 TEL: _____

(単位:百万円、%、年)

区分	団体コード (1)	団体名 (2)	第三セクター等 の改革に係る 所要額 (3)	公営企業又は公社 の資産の処分をもって 充てることができる と見込まれる金額 (4)	(3)-(4) (5)	左の財源内訳		起債許可 予定額 (8)	起債の方法 (9)	借入条件				資金区分			備考 (17)	
						地方債 (6)	一般財源 (7)			借入先 (10)	年利率 (11)	償還期間 (12)	左のうち 据置期間 (13)	(14)	(15)	(16)		
																		(17)
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
合計																		

(留意事項)

- (3)欄については、地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為に要する経費に係る額を記入すること。
- (4)欄は、地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)附則第2条の3又は第2条の5に基づき記入すること。
- (9)欄には、証書借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記入すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が償還金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債申請額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考欄に記入すること。
- (13)欄については、据置期間を設定する合理的な理由がない場合は、「0」とすること。
- 当該許可(許可変更)申請に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考欄に記入すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。
- 起債の許可変更申請を行う場合は、当初の許可に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に()書きで記入することとし、許可変更申請を行う理由を備考欄に簡潔に記入すること。
- 当該様式は都道府県市区町村担当課において作成すること。

【第三セクター等改革推進債の許可に係る財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等】

都道府県名		市町村名	
対象法人、公営企業会計等名			

(注1) 網掛け部分に必要事項を記入すること。
 (注2) 各項目につき、必要に応じて資料を付すこと。

1. 地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果

(注) 地方財政法第33条の5の7第1項各号に掲げる行為が、当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資することを確認する必要があることから、当該第三セクター等に係る改革を行わない場合と比較して、当該地方公共団体の将来の財政負担がいくら軽減されるのか等について、可能な限り具体的かつ定量的に記入すること。

2. 「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の将来の見通し

(1) 実質公債費比率

① 実質公債費比率を抑制するために必要な措置

② 将来の見通し

(単位:%)

区 分	第三セクター等改革推進債発行年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度
	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
実質公債費比率										

(注) 第三セクター等改革推進債の償還が終了する年度まで記入すること。

(2) 将来負担比率

① 将来負担比率を抑制するために必要な措置

② 将来の見通し

(単位:%)

区 分	第三セクター等改革推進債発行年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度
	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
将来負担比率										

(注) 第三セクター等改革推進債の償還が終了する年度まで記入すること。

3. 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」の翌年度及び翌々年度の見通し

(単位:%)

区 分	第三セクター等改革推進債発行年度	翌年度	翌々年度
	平成 年度	平成 年度	平成 年度
実質赤字比率			
連結実質赤字比率			

4. 財産の管理及び処分に関する方針

(注) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第33条の5の7第1項第1号に規定する行為に伴って当該地方公共団体の一般会計又は他の特別会計に属することとなった財産及び同項第2号から第4号までに規定する行為に伴って当該地方公共団体の所有に属することとなった財産の管理及び処分に関する方針について記入すること。